



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2003.12.15 No. 27 - 27

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4
フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

ICAO-ANNEX の改訂により、
今後(猶予期間5年)

PILOT LICENSE の資格要件に英語能力が付加！？

日乗連は

具体的な審査要件等について、今後航空局等と協議していきます。

日乗連HUPER委員会報告

日乗連HUPER(Human Performance)委員会では、IFALPA等を通じて、2003年11月24日より、ICAOがパイロットライセンスの資格要件に英語能力を付加したことを確認しました。概略は以下の通りです。

1. この改訂は2003年3月5日に採択され、2003年11月24日から有効となります。また審査要件等については5年の猶予期間が設けられると説明していますが、詳細は今後確認していく必要があります。
2. 英語能力の審査に関しては、発音や理解力・相互理解力・流暢さといった項目が評価の対象となります。

ICAOが求める英語能力は以下のように説明されています。(要約)

- ・ 電話や無線電話での音声のみでも face-to-face の状況でもコミュニケーションが取れること。
 - ・ 共通の職務に関する具体的な内容について、正確にかつ明瞭なコミュニケーションが取れること。
 - ・ 一般的な話題や職務に関する話題について、意見交換や、誤解を認識し、解決できる適切な言い回しを用いることができること。
3. 英語能力は6段階で評価され、Level 4以上が合格となりますが、生涯有効となるのはLevel 6のみで、Level 4では3年毎、Level 5では6年毎のリカレントが求められます。

具体的な審査要件等について未だ不明な点も多いことから、日乗連ではIFALPA活動等を通じ情報収集を行うとともに、航空局等の関係当局との協議も行っています。

